

平成 24 年版 まるわかり宅建
【法改正のお知らせ】

(3457)

平成 24 年 6 月 22 日
㈱住宅新報社
書籍編集部
TEL 03-6403-7806

【法改正】 平成 24 年度宅地建物取引主任者資格試験の実施公告が発表されました。今年度の試験は、平成 24 年 10 月 21 日(日)に実施予定で、平成 24 年 4 月 1 日現在施行の法令に基づいて出題されます。法令改正による修正の必要が生じたので、以下の箇所の記述をご訂正ください。

ページ・位置	改正前	改正後
P233 上 9 行目	その法定代理人が	その法定代理人(法人の場合, その役員)が
P251 下の表中 ii)の欄	土砂災害警戒区域内にあるときは	土砂災害警戒区域内 又は津波災害警戒区域内 にあるときは
P267 下 3 行目	法定代理人が	法定代理人(法人の場合, その役員)が
P287 下 6 行目	譲渡対価 2 億円以下	譲渡対価 1 億 5 千万円 以下
P308 上 1~4 行目	(5) 財形住宅貸付業務等 機構は、事業主等から(雇用・能力開発機構が行う貸付に係る)住宅資金の貸付けを受けることができない勤労者に対し、住宅資金を貸し付ける業務(財形住宅貸付業務)を行う。	(5) 勤労者財産形成持家融資 機構は、事業主等 から住宅資金の貸付け を受けることができない勤労者 等 に対し、住宅資金を貸し付ける業務(勤労者財産形成持家融資)を行う。